

## まちづくり三法 他 (H18年改正)

### (1) 大規模小売店舗立地法 → H20-22

Point! 立地といいながら、立地的な規制ではなく生活の環境の保全の法律

目的	周辺地域の生活環境の保持	地域住民の近隣生活環境が悪くならないように規制！
対象店舗	1000m <sup>2</sup> 超(300坪)小売業店舗 ※飲食店は含まず、物品加工修理業、生協・農協は含む 階段、エレベータ、休憩所、事務所、屋上等は面積に含まない。	H21-21 → 対象店舗の面積 対象店舗は都道府県へ届出をする。
調整項目	交通渋滞、駐車・駐輪、騒音、廃棄物など地域の生活環境に関する項目	H23-23 → 届出変更手続 容量と位置が同時に変更される場合は変更届出が必要。

### (2) 中心市街地活性化法 → 中小企業経営・政策でも出題範囲

スキーム

- ①政府(中心市街地活性化本部→内閣に設置)が基本方針を定める。
- ②市町村が基本計画を作成する。
- ③中心市街地活性化協議会(組織されていない場合、商工会又は商工会議所)に意見を聴取。
- ④内閣総理大臣の認定を申請する。 → H20-22
- ⑤認定されれば、各支援措置・支援策が受けられる。

### (3) 都市計画法 H23-22 捨て問(D) 細かい部分が出題されたら捨て問決定。

都市計画における規制を行い、大規模集客施設の郊外出店を抑制。

- ★ 床面積の合計が1万m<sup>2</sup>超の大規模集客施設が建設可能なのは、近隣商業地域・商業地域・準工業地域。  
★ 市街化調整区域 = 市街化を抑制する地域 → H21-21

## 個人情報保護法

個人情報保護法の義務規定の対象となる事業者 → H21-38

その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれかの日において5000を超える者

個人情報 → 氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの

過去問 記名方式のアンケートをもとに、回答だけを年齢別に集計した報告書 ×含まれない  
→ H22-40